

第3章 基本計画

第1節 計画の基本理念

本計画は、姫路市総合計画で定められた目指す都市像「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」の実現に向けた取組の中で、緑に関わる施策を受けもつものです。

姫路市は、古来より山陽道と出雲・因幡・但馬街道を結ぶ交通の要衝として栄えた県下第二の都市ですが、市街地を包み込むように山地や丘陵地が広がり、市川・夢前川・林田川、揖保川等の河川、瀬戸内海に浮かぶ家島諸島、自然海岸が残る小赤壁周辺、市街地周辺の田園地域など、特色ある自然に恵まれた都市でもあります。また、姫路城をはじめとする歴史的遺産も数多く残されている他、臨海部に広がる工場地帯と市街地との間には緩衝緑地が広がっています。

緑は、都市環境の改善や災害時の防災、レクリエーション活動や憩いの場などとして市民生活を様々な形で支えています。近年では、地球温暖化や外来種による生物多様性の損失などの問題に対しても市民や企業等の関心が高まり、地球規模の問題から身近な緑に関するものまで、緑の重要性がますます意識されるようになってきています。

本計画は、このような多様な効用をもつ「緑」を都市の中に市街地と調和した形で保全・整備し、市民・企業等と連携・協力しながら、緑とふれあい、緑を通じて人がつながることのできる、住みよい都市づくりを目指すものです。

以上のような考えに基づき、本計画の基本理念を次のように定めます。

【姫路市緑の基本計画の基本理念】

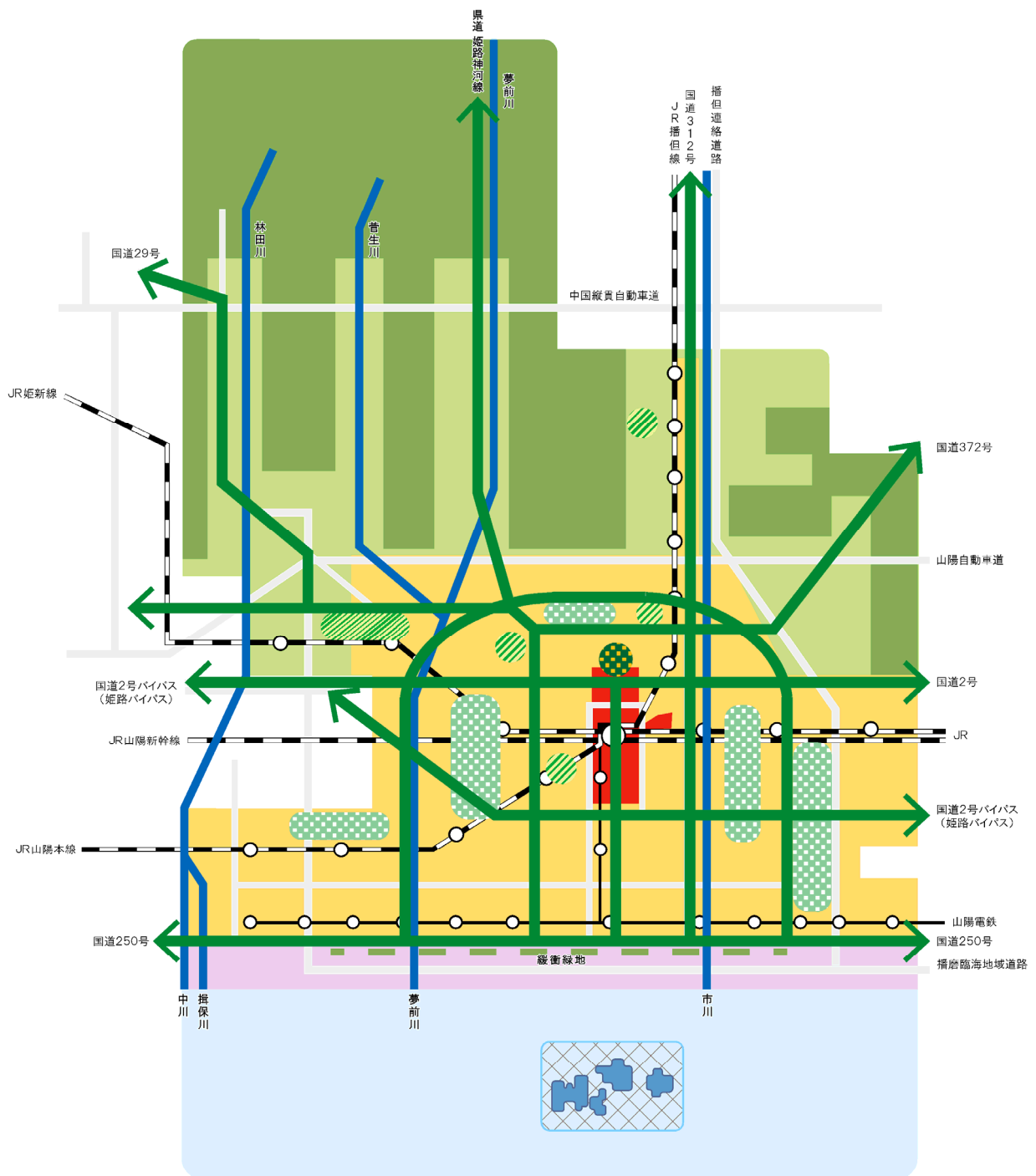
緑とふれあい、人がつながる 住みよい都市づくり

第2節 緑の将来像

緑の将来像とは、基本理念である「緑とふれあい、人がつながる 住みよい都市づくり」を、都市を構成するゾーンと緑の要素をもとに、かたちに表したものです。

表 緑の将来像を構成するゾーン区分と緑の要素

区分		区分ごとにおける緑の基本的な考え方
ゾーン区分	森林環境ゾーン	○森林等の多彩で豊かな自然環境を保全し、人と自然が共生する区域
	田園環境ゾーン	○良好な田園環境を保全し、自然を感じながら生活ができる区域
	市街地ゾーン	○鉄道駅を中心に都市機能の集約を進め、周辺環境との調和に配慮した良好な住環境を形成する区域
	臨海・産業ゾーン	○産業・港湾関連用地として土地利用を促進し、親水機能など環境に配慮しつつ都市の活力を産業面から創出する区域
	島しょ環境ゾーン	○豊かな島しょ環境を保全し、人と自然が共生する区域
	高次都市機能ゾーン	○播磨圏域の連携中枢都市として、JR姫路駅を中心に交通結節機能が充実し、魅力的でより質の高い都市的サービスを集積させる区域
緑の要素	緑のシンボルエリア	○市のシンボリックな緑のエリアとして、歴史的景観と調和を図りながら緑の適切な保全管理を進める姫路城を中心としたエリア
	核となる緑	○スポーツまたはレクリエーションの場として活用を進める手柄山中央公園、香寺総合公園などの本市の拠点となる公園 ○豊かな自然環境とのふれあいの場として活用を進める桜山ダム周辺の自然観察の森
	丘陵等の主な緑	○市街地内に残る貴重な緑で、保全及び活用を進める独立丘陵の緑
	山と海のネットワーク軸	○貴重なオープンスペースの場であるとともに、多様な動植物の生息空間であり、地域の特性を考慮しつつ主要河川における水辺環境の保全を進める、山から海までの緑のネットワーク
	緑のネットワーク補完軸	○各ゾーンや山と海のネットワークを補完し緑のネットワークを形成するとともに人の交流を促す補完軸 ○主要な幹線道路における街路樹等の緑化や適切な維持管理により、緑のネットワークを形成する補完軸



ゾーン区分

- 森林環境ゾーン
- 田園環境ゾーン
- 市街地ゾーン
- 臨海・産業ゾーン
- 島しょ環境ゾーン
- 高次都市機能ゾーン

緑の要素

- 緑のシンボルエリア
- 核となる緑
- 丘陵等の主な緑
- 山と海のネットワーク軸
- 緑のネットワーク補完軸

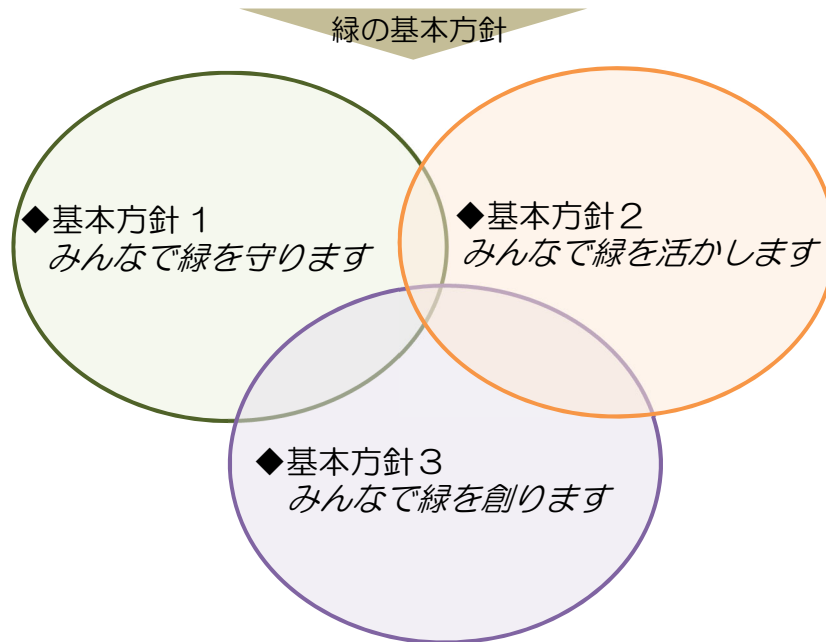
図 緑の将来像図

第3節 緑の基本方針

本計画の基本理念の実現に向け施策の基本方針を次のように定めます。

【計画の基本理念】

緑とふれあい、人がつながる 住みよい都市づくり



基本方針 1

みんなで緑を守ります

本市の骨格となる緑や特色のある緑を、かけがえのない財産として次世代に引き継ぐために、みんなで緑を守ります。

基本方針 2

みんなで緑を活かします

地域や民間と連携した公園緑地の活用を進めるなど、市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くとともに、次世代を担う子どもたちの緑に対する関心を高めることで、みんなで緑を活かします。

基本方針 3

みんなで緑を創ります

市を代表する公園や身近な公園緑地の整備や再編、維持管理、都市緑化等に取り組むことで、みんなで緑を創ります。

第4節 実現に向けた施策

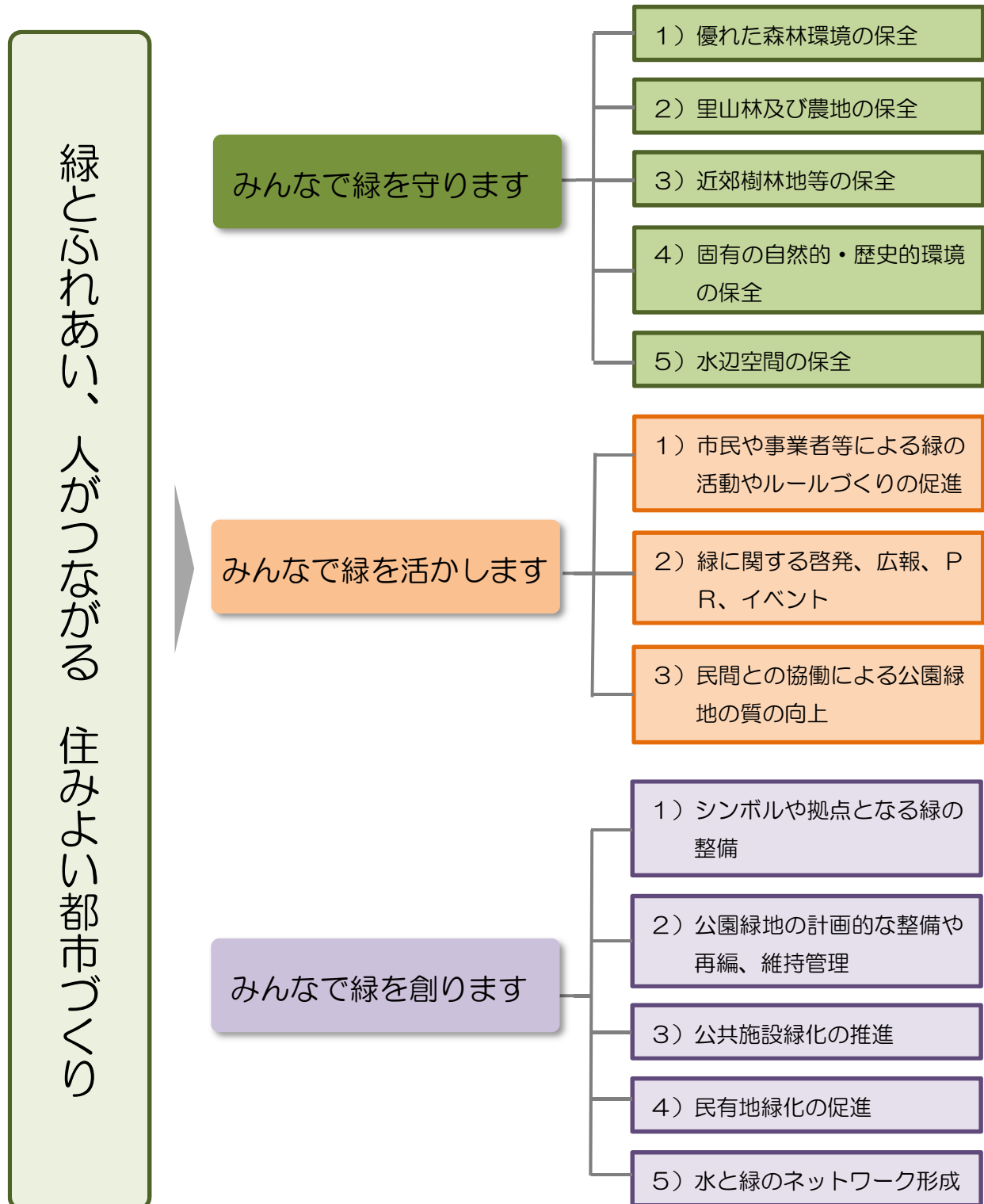
(1) 施策の体系

緑の基本方針に基づく施策の体系を以下に示します。

【計画の基本理念】

【緑の基本方針】

【実現に向けた施策】



(2) 実現に向けた施策

3つの基本方針のもとに、緑の施策を推進します。

みんなで緑を守ります

1) 優れた森林環境の保全

- 市の北部等に広がる山林部は、水源涵養機能^{*}、土砂災害防止機能などの面において優れた森林機能を有していますが、近年では林地開発等に伴う森林の喪失や防災機能の低下などが問題となっています。今後は、保安林や自然公園等の各種法制度を適切に運用し、健全な森林を維持できるよう適切な間伐・枝打ち・下草刈り等の管理を進めるとともに、一定規模以上の森林の開発に対して、緑地の保全や景観への配慮を求めるなど、優れた森林環境の保全に努めます。

2) 里山林及び農地の保全

- 里山林は水源涵養や生物多様性の確保に重要な役割を担っているとともに、近年は近隣都市住民のレクリエーションの場としても重要ですが、生活スタイルの変化により薪炭林としての役割を終えたために、放置されて竹林が拡大するなどの問題も発生しています。このような放置された里山林は、倒木被害や土砂の流出など、防災面でも問題があるため、県民緑税事業などを通じて、所有者の意向も踏まえつつ、保全と活用、再生を進めます。
- 市街地に隣接する農地や里山林と一体となって広がる農地は、良好な田園景観を形成するとともに豪雨時における水災害抑制機能を有していることから、レクリエーションファームとして活用を推進するなど保全に努めます。

3) 近郊樹林地等の保全

- 市街地に残る独立丘陵や社寺林、ため池、市街地を取り囲む樹林地等は、地域における緑とのふれあいの場であると同時に、市街地景観の形成や生物の生息環境の確保、都市気象の緩和、延焼防止等の役割を担う貴重な緑やオープンスペースです。また、廃止された都市計画公園の区域で、緑に関する法規制がない地域は、今後開発により緑が喪失する恐れがあります。したがって、保全策を講じることができるよう、保全配慮地区など柔軟な手法の導入の検討を進めます。

4) 固有の自然的・歴史的環境の保全

- 雪彦山や明神山、家島諸島など特色のある自然的環境と姫路城をはじめとする歴史的環境は本市の大きな魅力であり、その特色ある景観等が将来にわたって維持されるよう各種法制度のもと開発を抑制するなど保護を進めます。
- 姫路市自然保護条例*に基づき貴重な樹木等について保存樹の指定を行うほか、環境保全上重要な樹林地や動植物の生育地域について自然緑地保護地区、動植物保護地区の指定を行うなど保護・保全を進めます。

5) 水辺空間の保全

- 市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川については、治水・利水機能を確保した上で、河畔林*の育成やビオトープの保全等を促進し、都市気象の緩和機能や生物多様性の維持に努めます。

<具体的施策等>

保安林・自然公園、造林事業の推進、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）、保存樹・保護地区の指定、保全配慮地区の検討、里山防災林整備・緊急防災林整備の推進、レクリエーションファームの推進

みんなで緑を活かします

1) 市民や事業者等による緑の活動やルールづくりの促進

- 環境問題への社会的な関心の高まりに伴い、企業がCSR活動を通じて植林や里山林の保全等に参加できるよう、人的支援のほか、基金・募金等への協力といった多様な参加形態が可能となるよう支援を進めます。
- 住民参画型の森林整備や、地域への草花や樹木の配布、オープンガーデンなど、市民が気軽に緑の活動に参加できるような取組を推進します。
- 地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営を進めるために、公園愛護会の活動の幅を広げるための支援、活発な活動につながる奨励制度の設置、情報発信などに取組みます。

2) 緑に関する啓発、広報、PR、イベント

- 平成 20（2008）年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略の策定など基本的な考え方が示されました。姫路市においても平成 28 年度に「生物多様性ひめじ戦略」を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的に推進していきます。
- 本市には、伊勢自然の里・環境学習センターや自然観察の森、姫路科学館など、様々な環境関連施設がありますが、こうした施設を活用した環境学習などを通じ、緑や生物多様性への市民の理解を深める取組を進めます。
- 緑に対する意識向上を図るための緑化イベント開催や緑化広報活動、緑化研修や指導員の派遣、オープンガーデン事業など多様な機会の創出により緑への関心を高めるとともに各種活動等への参加を促します。

3) 民間との協働による公園緑地の質の向上

- 姫路市パークマネジメントプランに基づいて、市民・事業者・行政がともに協力して、姫路市の公園緑地を市民一人ひとりが日常的に愛着を感じながら利用できる魅力的な場所となるように育てていきます。
- 設置管理許可制度*や Park-PFI*（公募設置管理制度）の導入に向けた検討、公園愛護会がより活性化する仕組みづくりなど、公園の質を引き上げる民間の取組支援、市民協働による施設整備の推進に取り組めます。

<具体的施策等>

ひめじ街路樹アダプト制度の推進、地域緑化用草花・樹木配布事業、オープンガーデン事業、住民参画型森林整備事業、広報紙「ひめじの緑」の発行、園芸技術研修、緑化に関する相談事業の推進、緑化イベント（ひめじ花と緑のガーデンフェア、ひめじ花と緑のコンクール、市花さざ草栽培展、緑の相談所、手柄山温室植物園展示会、緑のカーテンコンテスト）の開催、CSR活動（企業の森づくりなど）、姫路市パークマネジメントプランの推進、公園愛護会による公園管理



展示会



オープンガーデン

みんなで緑を創ります

1) シンボルや拠点となる緑の整備

- 手柄山中央公園は、手柄山中央公園整備基本計画に基づく再整備を行い、市を代表する公園にふさわしい利用環境の確保を図ります。
- 姫路城跡内にある姫路公園については、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」等に基づき、姫路城を核とした歴史的景観と水と緑が調和した市中心部の公共空間にふさわしい利用環境の整備と維持を行います。
- 名古屋山霊苑については、花と緑に包まれた市民の憩いの場として緑化を進めます。
- 緑の整備にあたっては、公園緑地が有する雨水貯留機能を活用した都市型水害への対応力を強化するなど、グリーンインフラの充実に努めます。

2) 公園緑地の計画的な整備や再編、維持管理

- 都市公園整備プログラムに基づいた都市計画公園の計画的な整備等に取り組みます。
- 既存の公園緑地に関しては、従来の事後的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図り、老朽化施設のメンテナンスや改修、成長しすぎた樹木の管理等、安全・安心な施設の維持管理を行います。
- 少子高齢化や人口減少などの社会の変化にともない多様化するニーズに対応するために、健康増進や子育てしやすい環境づくりの一環として、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場となるような公園緑地が求められることから、既存公園の統廃合や集約化を含めた再編と活性化に取り組みます。

3) 公共施設緑化の推進

- 本市の顔となる姫路駅周辺や市役所周辺などにおいては、都市に風格を持たせる緑の形成を進めます。
- 公共施設においては、今後も樹木の適切な維持管理や緑化の推進に努めるとともに、壁面緑化や屋上緑化、駐車場緑化などを促進します。

4) 民有地緑化の促進

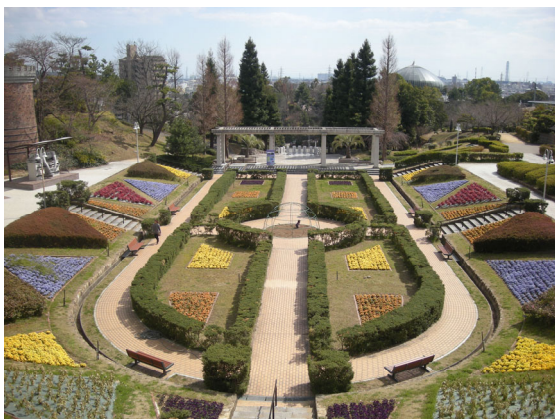
- 市街地内の樹林地や農地は減少していることから、市街地では限りある空間を有効に活用し緑を確保していくことが重要です。そのため、兵庫県環境の保全と創造に関する条例などに基づき、民有地における緑化を促進します。
- 緑のカーテンコンテストやひめじ花と緑のコンクールなどによるベランダの花壇化、さらに地区計画や緑地協定などの普及啓発を図るなど多様な手法により市街地における緑の創出を進めます。
- 公園緑地の整備や公共施設緑化の推進と、これらの民有地緑化促進により、グリーンインフラの創出に努めます。

5) 水と緑のネットワーク形成

- 幹線道路における緑は、災害時等の延焼防止帯や生態系ネットワークの役割を果たすとともに、市川、夢前川、林田川、揖保川等の主要河川との景観ネットワーク形成を図るものであることから、街路樹等の適切な維持管理や沿道の敷地内緑化などにより連続した緑の確保を進めます。
- 市街地を流れる船場川や外堀川においては、市民が愛着を持てる親水空間として利活用に努めます。
- 市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川敷を利用した河川緑地や臨海部における公害の防止、緩和と市民の健康増進や憩いの場として緩衝緑地の良好な維持を図ります。

<具体的施策等>

都市公園整備事業、チビッコ広場整備事業、スポーツ広場公園整備事業、ひめじ花と緑のコンクールの推進、緑のカーテンコンテスト、記念樹の配布、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、地区計画、緑地協定、県民まちなみ緑化事業、街路・道路事業、河川環境整備事業の推進、グリーンインフラの導入計画の策定



手柄山中央公園



名古屋山霊苑